

規制改革推進に関する中間答申

令和4年12月22日

規制改革推進会議

| | |
|---|----|
| 第一部：当面の規制改革の実施事項 | 1 |
| I 本中間答申について | 1 |
| II 各個別分野における実施事項 | 2 |
| 1. スタートアップ・イノベーション | 2 |
| ア 海外起業人材の活躍に資する制度見直し | 2 |
| イ スタートアップの新技术・製品開発を促進するための政府調達手法の整備 | 3 |
| ウ 起業家の負担軽減に向けた定款認証の見直し | 3 |
| エ 契約書の自動レビューサービスと弁護士法 | 4 |
| オ グレーゾーン解消制度の運用の改善 | 4 |
| カ 新たな空のモビリティ推進に向けた無操縦者航空機に係る制度整備 | 4 |
| キ 金融商品取引における情報提供の在り方 | 4 |
| ク 資金移動業者の口座への貸金支払 | 5 |
| ケ Society 5.0の実現に向けた電波制度改革 | 5 |
| コ イノベーション促進に向けた日本の技術基準適合証明の見直し | 5 |
| サ デジタル時代における放送制度の在り方 | 6 |
| シ 放送受信料の障害者免除手続の負担軽減・デジタル完結 | 7 |
| ス デジタル時代における著作権制度の在り方 | 7 |
| セ 老朽化や被災した区分所有建物の再生の円滑化に向けた規制改革の推進 | 9 |
| 2. 人への投資 | 10 |
| ア 労働時間制度の見直し | 10 |
| イ 副業・兼業の活用促進 | 10 |
| ウ 企業に求められる雇用関係手続の見直し | 10 |
| エ 企業による雇用関係情報の公開に関する方法等の見直し | 11 |
| オ 外国人材の受入れ・活躍の促進 | 11 |
| カ 大学設置基準等の見直し（教育課程等に係る特例制度） | 11 |
| キ 調査・情報公開の充実・強化 | 12 |
| ク 認証評価等事後評価の在り方 | 12 |
| ケ 連携・統合及び縮小・撤退の促進に向けた制度の見直し | 13 |
| コ 高等学校の参入規制の見直し | 13 |
| 3. 医療・介護・感染症対策 | 15 |
| ア プログラム医療機器（SaMD）の開発・市場投入の促進 | 15 |
| イ 新型コロナウイルス及び季節性インフルエンザを同時に検査可能な抗原定性検査キットの利用環境の整備 | 17 |
| 4. 地域産業活性化 | 18 |
| ア 畜舎に関する規制の見直し | 18 |
| イ 卸売市場の活性化に向けた取組 | 18 |
| 5. 共通課題対策 | 20 |
| ア 保育所入所時の就労証明書作成等手続の負担軽減 | 20 |
| イ 建設分野における監理技術者等の活躍に向けた制度運用の柔軟化 | 21 |

| | | |
|----|--|-----------|
| ウ | 地方公共団体への税・公金納付のデジタル化..... | 21 |
| エ | 道路占用に係る手続のワンストップ化..... | 22 |
| オ | 失業認定のオンライン化..... | 23 |
| カ | 民事訴訟手続のデジタル化..... | 23 |
| キ | 家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化..... | 24 |
| | (参考)再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォースにおける当面の規制改革の実施事項..... | 26 |
| ア | EV用充電器の整備に係るロードマップの策定..... | 26 |
| イ | 高速道路近傍のEV充電器利用のための高速道路からの一時退出について..... | 26 |
| ウ | 高電圧のEV用充電器の保安を担当する主任技術者に関する制度の合理化..... | 26 |
| | 第二部：来夏の答申に向けた今後の方向性..... | 27 |
| I | 基本的な考え方..... | 27 |
| II | 重点分野..... | 27 |

規制改革に関する中間答申

令和4年12月22日
規制改革推進会議

第一部：当面の規制改革の実施事項

I 本中間答申について

経済成長は国民生活を支える基盤であり、また経済を将来世代に残せる資産とする観点からも、我が国にとって実現すべき重要課題であることは論を待たない。未来に向けて、日本経済を持続可能な成長経路に乗せていくためには、特に経済成長の制約要因となる規制・制度について、その時々々の経済状況に応じて不断の見直しを行うべきである。

規制改革推進会議（以下「会議」という。）は、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方について、総合的に調査審議する内閣総理大臣の諮問機関であり、常設の機関として令和元年10月24日に設置されて以降、令和2年7月2日、令和3年6月1日、令和4年5月27日にそれぞれ審議の結果の取りまとめ、規制改革に関する答申を行っている。本年においても、会議は令和4年10月13日の第14回規制改革推進会議において、「スタートアップ・イノベーション」、「人への投資」、「医療・介護・感染症対策」、「地域産業活性化」、「共通課題対策」の5つの重点分野に関する審議を進めることとした。

令和4年10月から12月の間、会議はこれまでの規制改革事項のフォローアップを行うとともに、その後の社会情勢の変化も踏まえて新たな改革課題に取り組んできた。本中間答申は、その間に取り組んできた規制改革項目について、審議の結果を中間的に取りまとめることにより、来夏の答申に向けた検討・具体化を加速させるものである。

II 各個別分野における実施事項

1. スタートアップ・イノベーション

ア 海外起業人材の活躍に資する制度見直し

【a：令和4年措置済、

b：令和4年度検討開始、結論を得次第速やかに措置、

c：令和4年度検討開始、令和5年中に結論、

d：令和5年検討開始、

e：令和4年度中できるだけ早期に検討開始し、結論を得る、

f：令和4年度措置】

- a 法務省、経済産業省及び内閣府は、外国人による創業活動を支援するため、外国人起業活動促進事業の期間内に起業に至らなかった外国人に対し、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業の活用により、更に最長6か月間の創業活動を認めることができるよう、令和4年中に所要の措置を講ずる。
- b 法務省は、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を活用し入国後、初回の在留期間更新時に必要な事業所について、自治体が認定するコワーキングスペース等を最大1年間認める特例（以下「コワーキングスペース等の特例」という。）の全国展開に関して、外国人起業活動促進事業においても活用可能とすることを含め、検討を開始する。
- c 法務省は、大学等施設・企業施設を、コワーキングスペース等の特例の対象施設となる「コワーキングスペース等」に含めることについて、令和4年度に検討を開始し、令和5年中に結論を得る。
- d 法務省は、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業及び外国人起業活動促進事業等を活用する外国人起業家が、当該事業の期間が終了して在留資格「経営・管理」に更新する際、申請に係る事業規模として求められる要件に関して、地方公共団体の財政的支援等について、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）「経営・管理」の項第2号ハに該当するものとして取り扱うことができるかどうか検討する。
- e 財務省は、外国人の居住性判定基準について、より実態に沿う形で見直せるかどうか、令和4年度中できるだけ早期に検討を開始し、令和5年上期を目途に見直しの方向性を整理した上で結論を得る。
- f 金融庁は、財務省と連携しながら、海外活力の取り込みを通じたスタートアップの育成に向け、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業及び外国人起業活動促進事業等を活用する外国人起業家が、本邦に入国後6月以上経過又は本邦内での事務所勤務の双方を満たしていない状態で、預金口座の開設を国内金融機関に対して申し出た際、当該在留資格の認定のため事業実施主体が発行した起業準備活動計画確認証明書の提示等の要件を満たす場合には、当該外国人に対して居住者口座又は居住者と同等の口座の開設が可能となるよう、令和4年度中に所要の措置を講ずる。

イ スタートアップの新技术・製品開発を促進するための政府調達手法の整備

【a：令和4年度検討開始、令和5年度措置、

b～d：令和4年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

- a 経済産業省及び内閣府（科学技術・イノベーション推進事務局（C S T I））は、財務省と連携しながら、政府調達において、スタートアップ等による新技术・新製品・新サービスの開発を促進するべく、中小企業技術革新制度（S B I R）における研究開発成果の調達手法と同様の仕組みでの随意契約を高度な新技术を持った J-Startup 選定企業等との間でも可能とすることについて、対象企業の選定方法を整備し、令和5年度からの活用に向け、所要の措置を講ずる。その際、事務手続の負担軽減についても検討を行うとともに、制度活用促進に向けた適切な周知を行う。
- b 経済産業省及び内閣府（C S T I）は、官公需におけるスタートアップからの調達が特に見込まれる分野についての検証を行うとともに、政府調達においてスタートアップが提供可能な新技术及び新サービス並びにスタートアップが政府調達に参入する上での課題に関する調査を行い、各府省等に情報提供を行うことができるよう、令和4年度中に必要な検証・検討を行い、結論を得次第速やかに措置する。
- c 経済産業省及び内閣府（C S T I）は、財務省と連携しながら、政府調達へのスタートアップの参加を促進する観点から、高度な新技术を有する等一定の要件を満たすスタートアップに対し、保有している入札参加等級よりも上位の等級の入札への参加資格を与えることを含む、一般競争入札におけるスタートアップからの新技术及び新サービスの調達を促進するための入札手法の整備について、令和4年度中に必要な検証・検討を行い、結論を得次第速やかに措置する。その際、事務手続の負担軽減についても検討を行うとともに、制度活用促進に向けた適切な周知を行う。
- d 経済産業省は、スタートアップの業態等に応じた政府調達促進の目標設定や支援について、令和4年度中早期に検討を開始し、結論を得次第速やかに措置する。

ウ 起業家の負担軽減に向けた定款認証の見直し

【実態調査については令和4年度、

評価・検討・結論については令和5年度、

必要な措置については遅くとも令和6年度】

法務省は、定款認証時の不正抑止の効果やマネー・ロンダリング防止の効果が定量的に把握されていないことを踏まえて、公証人や発起人、専門資格者を対象として、定款認証に係る公証実務に関する実態（相談・面談ごとの公証人の指摘など）を把握するための調査の実施に際し、定款認証が果たすべき機能・役割を、起業家の負担軽減の観点を含め、定量的・客観的に評価するためのデータを収集する。

当該結果を分析し、定款認証が果たすべき機能・役割について評価を加えるとともに、その結果に基づいて、定款認証の改善に向けて、デジタル完結・自動化原則などのデジタル原則を踏まえた上で、面前での確認の在り方の見直しを含め、起業家の負担を軽減する方策を検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずるとともに、定款認証に係るサービスの改善や利用者の満足度向上にもつなげる。

エ 契約書の自動レビューサービスと弁護士法

【令和4年度検討】

法務省は、契約書審査やナレッジマネジメントにおけるAIの有用性及び民間企業の法務部門におけるデジタル技術の活用拡大の重要性に鑑み、契約書の自動レビューサービスの提供と弁護士法（昭和24年法律第205号）第72条本文との関係について、予測可能性を可能な限り高めるため、当該サービスの提供に係るガイドラインの作成・公表を含め、必要な検討を行う。

オ グレーゾーン解消制度の運用の改善

【令和4年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

経済産業省は、グレーゾーン解消制度は、産業競争力強化の観点から、新事業活動を実施する事業者が規制の適用範囲の不明確さを解消し、委縮せずチャレンジできるための制度であることに鑑み、新事業活動を後押しできるよう、同制度の活用を委縮させることのないように留意しつつ、既存事業者に対する同制度の副次的な影響への対応について検討を行い、必要な措置を講ずる。

カ 新たな空のモビリティ推進に向けた無操縦者航空機に係る制度整備

【a：令和4年度検討開始、令和5年結論・措置

b：令和4年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

- a 国土交通省は、特定されたルートでの飛行等により飛行のリスクを低減し、物資輸送を目的とする無操縦者航空機について、事業者の技術開発・新事業展開といったイノベーションの促進に資するよう、運用の柔軟化等の必要な対応を検討する。
- b 国土交通省は、世界に先立つ新たな空のモビリティの社会実装を実現する観点から、事業者や専門家等が参画する既存の官民協議会等の枠組みの活用による検討会の設置を含め、自治体等の関係者の意見も聴きながら、無操縦者航空機の活用に向けた環境整備の検討を行う。

キ 金融商品取引における情報提供の在り方

【令和4年内を目途に結論、結論を得た後可能なものから措置】

金融庁は、金融商品取引における顧客への情報提供について、情報受領の迅速化、情報アクセスの簡易化を実現し、また、単なる書面交付や形式的説明にとどまらない、より分かりやすい説明や充実した情報提供を行う形で効果的にデジタ

ルツールを活用することは、顧客本位の業務運営の徹底や国民の金融リテラシー向上の観点においても有用となる可能性があることを踏まえ、金融審議会での検討を続ける。同審議会においては、国内外の原則デジタル化に向けた改革の進展を踏まえ、従前からの顧客への情報提供のデジタル化や、事業者の手法の工夫による顧客に対するより分かりやすい情報提供の在り方、対象とする顧客の範囲、書面交付を求める顧客の意思確認手法、必要な顧客保護のための措置等実務的対応も含めて結論を得、その結果に基づき、準備作業が整い次第、法案提出等、必要な措置を行う。

ク 資金移動業者の口座への賃金支払

【a：令和4年措置済、b：令和7年措置】

- a 厚生労働省は、資金移動業者の口座への賃金支払を行う場合の制度について、令和4年中できるだけ早期に措置する。
- b 厚生労働省は、資金移動業者の口座への賃金支払を行う場合の、労働政策審議会労働条件分科会の議論を通じて策定された制度について、制度施行から2年経過後を目途に、制度利用状況をもとに、必要十分な要件の在り方を含めた課題の有無の検証を開始する。

ケ Society 5.0の実現に向けた電波制度改革

【令和5年度上期結論】

総務省は、「新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会」において、令和4年11月に取りまとめた、我が国における電波オークション等を含めた新たな割当方式についての方向性を踏まえ、透明性・客観性を担保した具体的な制度設計やスケジュールについて検討し、令和5年度上期までに結論を得る。

コ イノベーション促進に向けた日本の技術基準適合証明の見直し

【令和4年度結論、結論を得次第速やかに措置】

総務省は、「情報通信審議会 2.4GHz帯無線LAN等の技術基準見直しアドホックグループ」において、事業者の意見も聴きつつ、2.4GHz帯無線LAN等の技術基準適合証明等における技術基準及び試験方法の見直しを行う。具体的には、技術基準適合証明等における技術基準及び試験方法について、欧米基準との差異を維持する必要性及び相当性について検証し、欧米との調和を踏まえ、省略可能な試験項目については削除等の見直しを行う。また、日本特有の事情がない場合においては、海外で認証済みの一定の無線機器について、我が国の認証における試験自体を省略して使用可能にすることを含めた検討も行う。令和4年度中に「情報通信審議会 2.4GHz帯無線LAN等の技術基準見直しアドホックグループ」の検討結果を受けて、「無線LAN等の欧米基準試験データの活用の在り方に関する検討会」において結論を得る。あわせて、「無線LAN等の欧米基準試験データの活用の在り方に関する検討会」において、登録証明機関によって

認証結果が異なることがないよう、試験項目や測定法を含む認証手順のガイドラインの作成等を行い、登録証明機関に対する周知を行う。

サ デジタル時代における放送制度の在り方

- 【a : (①) 令和4年度検討・措置、法改正を伴う場合は令和4年度内に法案提出、
(②) 実証については令和4年度実施、令和6年度結論、
b : (前段、①、②前段) 令和4年度検討・措置、
法改正を伴う場合は令和4年度内に法案提出、
(後段 (①、②以外)、②後段、③) 令和4年度検討開始、
令和5年結論、結論後速やかに措置・措置後も継続的にフォローアップ、
c : 令和4年度検討開始、結論時に期限を定めて措置】

a ①総務省は、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」における放送ネットワークインフラの将来像についての議論を踏まえて令和4年7月に取りまとめた、放送事業者が放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減し、コンテンツ制作に注力するための方策について、特にローカル局にとっても採り得る経営の選択肢となるよう、その具体化に向けた取組を推進する。具体的には、複数の放送事業者の小規模中継局等をまとめて保有・運用する「共同利用型モデル」の実現に向けて、「共同利用型モデル」によるハード会社を想定した柔軟な参入制度を措置する。

②小規模中継局等のブロードバンド等による代替については、技術実証も実施しつつ、必要となるコストの試算など、制度面・運用面を含めた更なる検討を進め、結論を得る。

b 総務省は、令和4年7月に取りまとめた内容を踏まえて、放送法（昭和25年法律第132号）等の関係法令について、デジタル時代に適した放送の在り方を実現するための制度見直しを措置する。具体的には、放送事業者のマスメディア集中排除原則の見直しや複数の放送対象地域における放送番組の同一化に向けた制度整備を措置するほか、コーポレートガバナンスの強化など、経営基盤の強化に向けた取組を行う。

① マスメディア集中排除原則の見直しに際しては、同原則が目指す多様性、多元性、地域性に留意しつつ、認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の地域制限の撤廃、地上波テレビジョン放送の異なる放送対象地域に係る規制（認定放送持株会社制度によらない場合）に関する、既存の隣接地域等の特例に限らない、一定の範囲での規制緩和の特例の創設などについて必要な総務省令の改正を行う。

② 複数の放送対象地域における放送番組の同一化については、希望する放送事業者において、放送番組の同一化が可能となるよう制度を創設する。さらに、視聴者への説明責任が果たされるようなPDCAサイクルの確保や、地域情報等の各放送事業者の特性に応じた情報の発信を適切に評価するた

めの定量的な指標の設定も含め、地域情報の発信を確保するための仕組みを併せて検討して、措置し、継続的にフォローアップを行う。

- ③ コーポレートガバナンスについては、放送事業者が社会的な役割と責任を負っていることに鑑み、地域における放送番組の質を高められるよう、番組制作力の維持・向上のための人材戦略や経営戦略の策定の^{しよよう}憑等も含めたコーポレートガバナンスの強化について、上記の制度見直しの状況を踏まえて、検討する。また、放送事業者を取り巻く経営環境の厳しさが増していることを踏まえて、総務省が放送法等の権限に基づき行う免許や業務の認定等の審査の機会において、放送事業者の経営の持続可能性の確認を行うことなどを含めて、放送事業者の経営基盤強化に向けた取組を進める。
- c 総務省は、NHK及び民間放送事業者の同時配信等及びオンデマンド配信による方法を含めて、通信における放送事業者の情報発信を推進するために、プラットフォーム連携やオンライン配信を推進するための必要な制度や方策を含めた、デジタル時代に適した放送の在り方の構築に向けて検討を行い、必要な措置を講ずる。NHKについては、インターネット時代において公共放送が担うべき役割や、NHKのインターネット活用業務の在り方について検討を進め、結論を得る。また、ローカル局の番組がインターネット上においてもより幅広く視聴されるよう、地域情報の発信の確保の観点も踏まえて、放送コンテンツの制作・流通の促進について検討する。

シ 放送受信料の障害者免除手続の負担軽減・デジタル完結

【令和4年度検討・結論後速やかに措置】

総務省及び厚生労働省は、放送受信料の障害者免除手続について、一部の地方自治体において障害者に対し世帯情報等の開示に係る同意書を求めるローカルルールが存在し、地方自治体ごとに異なる取扱いが生じていることで、障害者・地方自治体・NHKの負担となっている現状を踏まえ、個人情報保護委員会からの助言を受けて、個人情報保護法（平成15年法律第57号）の趣旨に留意しつつ、ローカルルールに関する課題解決と手続の早期デジタル完結化の観点も勘案し、地方自治体に対して通知を発出するなど、必要かつ実効的な措置を検討し、速やかに措置する。

その際、個人情報保護委員会は、令和3年改正個人情報保護法が令和5年4月に全面施行されることを踏まえ、総務省と厚生労働省の取組に協力する。

ス デジタル時代における著作権制度の在り方

- 【a: 令和4年度内に法案提出・令和4年度措置、
b の前段, c: 令和4年内結論、
b の後段: 令和5年内結論、
d: 令和4年度内検討開始・令和5年度内措置】

- a 文化庁は、デジタル時代に対応した著作物の利用円滑化と権利者への適切な対価還元の両立を図るため、過去コンテンツやUGC（User generated content：いわゆる「アマチュア」のクリエイターによる創作物）、権利者不明著作物を始め、著作権等管理事業者が集中管理していないものを含めた、膨大かつ多種多様な著作物等について、拡大集中許諾制度等を基に、様々な利用場面を想定した、簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度を実現する。その際、内閣府（知的財産戦略推進事務局）、経済産業省、総務省、デジタル庁の協力を得ながら、デジタル時代のスピードの要請に対応した、デジタルで一元的に完結する手続を目指して、①いわゆる拡大集中許諾制度等を基にした、分野を横断する一元的な窓口組織による新しい権利処理の仕組みの実現、②分野横断権利情報データベースの在り方や構築に際しての技術面の課題等を踏まえた検討、③集中管理の促進、④現行の著作権者不明等の著作物に係る裁定制度の改善（手続の迅速化・簡素化。①の窓口組織の活用を含む）、⑤UGC等のデジタルコンテンツの利用促進を実現すべく、具体的な措置を検討し、令和5年通常国会に著作権法（昭和45年法律第48号）の改正法案を提出し、所要の措置を講ずる。
- b 文化庁は、分野横断権利情報データベースについては、内閣府（知的財産戦略推進事務局）、経済産業省、総務省、デジタル庁の協力を得て、持続的に存続するためのビジネスモデルを検討した上で、ニーズのある全ての分野のデータベースとの接続を行うことに加え、ネットクリエイターやネット配信のみのコンテンツ、集中管理されていない著作物等の既存のデータベースに登録されていないコンテンツの登録が円滑に行われるものにしつつ、ニーズのあるあらゆる分野の著作物等を対象として、権利情報の確認や利用許諾に係る意思表示（利用方法の提示を含む）ができる機能の確立方策について検討し、結論を得る。その際、関係府省は、府省横断的な検討体制の下、各分野のデータベースとの連携に加え、UGCに係るプラットフォームが管理するデータベースとの連携についても検討する。さらに、裁定制度により利用された著作物や著作権等管理事業者等を通さずに登録される権利情報の集約に関する実証研究等、調査研究の結果も踏まえ、既存のデータベースの充実、権利者情報の統一やフォーマットの標準化、データベースの紐付けに必要なIDやコードに関するルール等を検討し、技術面の課題等も踏まえた上で結論を得る。
- c 文化庁は、分野を横断する一元的な窓口組織又は特定の管理事業者による新しい権利処理の具体的な仕組みを、デジタルで一元的に完結する手続を目指して検討し、結論を得る。その際、著作権者等による①利用許諾の可否とその条件、②オプトアウトなどの意思表示、③利用・対価還元状況の把握、④個々の許諾手続、⑤データベースに権利情報がなく、集中管理がされておらず、窓口組織による探索等においても著作権者等が不明の場合、意思表示がされておらず、連絡が取れない場合、又は連絡を試みても返答がない場合等における著作権者不明等の著作物等に係る拡大集中許諾や裁定制度を含めて検討する。

- d 総務省は、分野を横断する一元的な窓口組織による新しい権利処理の仕組みを含めた a の「簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度」の実現を促進するために、コンテンツ制作者に対してコンテンツ流通取引の場を提供するデジタル・プラットフォームの優位な関係性を考慮し、UGCなどの進展も踏まえたコンテンツ産業の将来的な姿も視野に入れて、欧米の制度も参考にしつつ、インターネット上のコンテンツ流通の媒介者である通信関係事業者の協力体制及び役割分担の枠組みについて検討し、結論を得た上、a～c の新制度の円滑な開始準備及び継続的運用に資する措置を講ずる。

セ 老朽化や被災した区分所有建物の再生の円滑化に向けた規制改革の推進

【a：令和4年検討開始、結論を得次第速やかに措置、
b：令和4年度検討開始、結論を得次第速やかに措置、
c：引き続き措置】

- a 法務省は、区分所有法制の見直しについて、区分所有権は一定の団体的制約を受け得るものであるという視点に立った区分所有者の責務の在り方について検討するとともに、多数決要件緩和の条件としての客観的で予見可能性の高い条件の活用や、多数決割合の更なる引下げの可能性、区分所有者の不明状態の発生防止のための制度設計といった各論も含め、令和4年10月より開始した法制審議会区分所有法制部会において検討中の諸課題について、区分所有法制の見直しに関する検討を早急に進め、結論を得次第速やかに措置する。
- b 国土交通省は、マンション管理適正化に対する区分所有者等の意識啓発を図るために必要な措置について、「今後のマンション政策のあり方に関する検討会」において検討を行い、結論を得次第速やかに措置する。
- c 法務省及び国土交通省は、区分所有法制の見直しによる民事的手法と、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）の運用による行政的手法の双方を通じて、適切なマンション管理の在り方を提示できるよう、定期的な情報共有を行いつつ、連携して取組を進める。

2. 人への投資

ア 労働時間制度の見直し

【令和5年中に検討、結論を得次第速やかに措置】

厚生労働省は、裁量労働制について、健康・福祉確保措置や労使コミュニケーションの在り方等を含めた検討を行うとともに、労働者の柔軟な働き方や健康確保の観点を含め、裁量労働制を含む労働時間制度全体が制度の趣旨に沿って労使双方にとって有益な制度となるよう十分留意しつつ、「これからの労働時間制度に関する検討会」における結論を踏まえ、現行制度を横断的な視点でとらえ、労使双方にとってシンプルで分かりやすいものとなるような観点も踏まえつつ、労働政策審議会での議論を経た上で、裁量労働制を含む労働時間制度の見直しに関し、必要な措置を講ずる。

イ 副業・兼業の活用促進

【a：令和4年度から継続的に措置、
b：令和4年度措置】

- a 厚生労働省は、副業・兼業時における労働時間管理の方法として、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に、「原則的な労働時間管理の方法」及び「簡便な労働時間管理の方法（以下「管理モデル」という。）」を示しているが、これらについて、使用者が、実際に労働時間管理を行うに当たって具体的に想定されるケースにどのように対応すればよいか分かりやすくなるよう、随時必要な措置を講ずる。
- b 厚生労働省は、副業・兼業を認めている企業等における労働時間管理などの運用実態を踏まえ、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に示された管理モデルの、実際の企業等における取組事例を収集・周知し、副業・兼業がより行いやすくなるよう環境整備を進める。

ウ 企業に求められる雇用関係手続の見直し

【a：令和4年度検討開始、令和5年度上期結論、
b：令和4年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

- a 厚生労働省は、時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定届）の本社一括届出について、届出の内容が異なる場合でも一括届出を可能とし、これを、本社を管轄する労働基準監督署から各事業場を管轄する労働基準監督署に送付（送信）するなどにより処理することが可能となるような方策について、システム改修を視野に速やかに検討を進め、一定の結論を得る。
- b 厚生労働省は、雇用保険事務手続について、企業が本社等で集中的な処理を行う場合に、公共職業安定所への提出についてより効率的な処理が行えるよう、速やかに検討を行い、必要な措置を講ずる。

エ 企業による雇用関係情報の公開に関する方法等の見直し

【a：令和4年度検討開始、結論を得次第速やかに措置、
b：令和5年度措置】

- a 厚生労働省は、女性の活躍推進企業データベース、両立支援のひろば、職場情報総合サイト（しょくばらぼ）について、企業による更なる情報公表を促すため、これらの利用者像や利用実態等を把握し、その結果を企業等に周知するなど必要な措置を講ずる。
- b 厚生労働省は、労働者がより適切に職業選択を行うため、また、企業にとっては円滑な人材確保を図るため、企業に公表を推奨すべき情報等について整理・検討し、必要な措置を講ずる。

オ 外国人材の受入れ・活躍の促進

【a～d：令和4年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

- a 法務省は、深刻化する人手不足に対応するため、各産業を所管する省庁の検討結果を受け、制度を所管する省庁とともに、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」の対象となる分野の追加について検討する。
- b 法務省は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）及び同法施行規則（昭和56年法務省令第54号）に定める特定技能所属機関による定期届出に関し、届出頻度、届出書の参考様式及び提出書類の合理化・適正化等の観点から、特定技能所属機関の実績も考慮しつつ、手続の簡素化に向けた見直しについて検討を行い、必要な措置を講ずる。
- c 法務省及び厚生労働省は、技能実習制度に関する手続について、書類又は記載の重複排除などの観点から、簡素化に向けた見直しを検討し、必要な措置を講ずる。
- d 法務省及び厚生労働省は、技能実習計画の認定申請に関する手続について、今後の技能実習制度の見直しの方向性も踏まえつつオンライン化に向けた検討を行い、必要な措置を講ずる。

（教育イノベーション促進のための「事後型の規制・制度」）

カ 大学設置基準等の見直し（教育課程等に係る特例制度）

【a：令和4年度以降継続的に措置、
b：令和5年度以降継続的に措置】

- a 文部科学省は、大学設置基準における教育課程等に係る特例制度について、多くの大学が同制度を活用することで、大学における創意工夫や試行錯誤が促され、イノベーションの創出が盛んとなるようにするため、数値目標等を設定した上で、大学等に、同制度の積極的な利用を働きかける。あわせて、各大学が特例の申請を行いやすくする観点から、審査及び認定の状況を分かりやすい形に整理し、公表する。

- b 文部科学省は、特例の申請・審査の状況や認定後の当該大学の教育・研究及び経営の状況を調査・分析した上で、各申請要件の妥当性を検討するとともに、規制緩和の内容を、新設の大学でも活用できるようにすることや、事後チェックの仕組みを強化しつつ、事前の認定ではなく届出制とすることなど、制度の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。

キ 調査・情報公開の充実・強化

【a：(前段) 令和5年度措置、(後段) 令和4年度措置、
b, e：令和5年度措置、
c：令和4年度検討開始、
d:令和4年度措置】

- a 文部科学省は、各大学に関する情報を、ステークホルダーからの意見等を聴取しつつ、オープンデータ基本指針(平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議)等を基にオープンデータとして整備し公開するとともに、大学等が、大学の教育や経営に関する比較可能な指標を設定し、これらをモニタリングしたり、大学入学希望者に情報提供したりすることを促すための方策を検討し、実施状況を踏まえ必要な措置を講ずる。あわせて、各大学が、公表した情報について分析や解説を行うことについて、その在り方を検討するとともに、その促進を図る。
- b 文部科学省は、大学ポートレートについて、その運用を主導するとともに、網羅性、検索性並びに大学間及び時系列間での比較可能性を確保したものとす。また、各種申請や調査等の情報の活用について、その可能性を検討した上で、各大学の負担軽減や学生等の利便性向上に向け必要な措置を講ずる。
- c 文部科学省は、学生・保護者を含む学校法人・学校等のステークホルダーの判断に資するよう、企業等の例も参考に、経営情報の公開の在り方について検討する。
- d 文部科学省は、文部科学省のホームページで、各認証評価機関による認証評価から明らかとなった各大学の「長所」を取りまとめて、認証評価結果とともに毎年度一覧化して公開する。
- e 文部科学省は、学生による学修成果や大学による教育成果に関する情報(特に成果指標)及びこれらの公開について調査分析を行うとともに、その結果を、関係機関等が認証評価や各大学における教育研究及び経営に関するモニタリングなどの調査分析(メタ評価)に活用するなど、アウトカムを重視した事後チェック機能の強化のため、必要な措置を講ずる。

ク 認証評価等事後評価の在り方

【a, c：令和5年度措置、
b：令和4年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

- a 文部科学省は、認証評価の妥当性について、調査分析（メタ評価）を主導するとともに、認証評価の方法や結果の活用について、海外の事例も含めて調査・検討し、必要な措置を講ずる。
- b 文部科学省は、認証評価において、よりアウトカムを重視した評価がなされるよう、認証評価機関による評価の在り方を検討し、必要な措置を講ずる。
- c 文部科学省は、大学における教育研究及び経営に関する事後評価について、各大学に対し、学生により良い学修機会を与える場となることを含めた改革を積極的に促すことができるよう、評価の効率化や客観性の確保等の観点も踏まえ、その妥当性を検証するなどの取組を実施する。

ケ 連携・統合及び縮小・撤退の促進に向けた制度の見直し

【令和4年度検討開始】

文部科学省は、連携・統合及び縮小・撤退について、これらに関する現行の制度等が、各大学の再建や撤退等の判断や取組を後押しするものとして実効的に機能しているか、また、連携・統合や縮小・撤退に至る適切なプロセスが設計されているか、以下の点を踏まえ、必要な調査研究を行うとともに、連携・統合及び縮小・撤退の在り方やプロセスの包括的な見直しに向け検討する。

- ① 私立大学への支援の在り方を始めとする連携・統合及び縮小・撤退の促進に向けたインセンティブの設計を含む経営者の行動変容を促すための措置の検討
- ② 今後の経営困難校がどれだけ生じるか、また、再建・撤退の際に最低限必要となる残余財産額がどれだけかなどの将来の経営に関するシミュレーションの実施
- ③ 早期に健全化すべき大学を特定するための経営判断指標及び基準値の設定
- ④ 大学に対するデューデリジェンスの在り方
- ⑤ 再建・撤退に関する判断基準の整備
- ⑥ 大学の再建・撤退のための支援機関や機能、スキームの整備

コ 高等学校の参入規制の見直し

【a～c：令和5年中措置、d：令和5年度上期措置】

- a 文部科学省は、都道府県における設置認可に係る審査の基準等による参入規制について定期的に実態把握を行い、必要な措置を講ずる。また、公私間を始めとする定員調整等の現状や公正な競争を実現する上での課題について、関係機関の見解も踏まえ、実態把握を行う。
- b 文部科学省は、各都道府県に設置されている私立学校審議会に関し、公正性と透明性の一層の確保に向け、審議の詳細が分かる議事録の公開を原則とした更なる情報公開の推進や、学校教育の質の向上につながるような委員構成及び審議事項の在り方について、平成16年の私立学校法(昭和24年法律第270号)

改正の際の議論等を踏まえて留意事項や好事例等を整理した上で、都道府県に周知する。

- c 文部科学省は、少子化への対応と教育イノベーションの両立のため、事後型の規制・制度の充実を図ることにつき、過度な事前の規制・制度につながりかねない公私間の定員調整、設置認可に係る審査の基準等による参入規制や私立学校審議会の運営の現状について、都道府県への調査を継続的に行うとともに、その結果を公表する。また、この結果を基に、事後型の規制・制度の充実に向けた必要な方策について検討する。
- d 文部科学省は、都道府県における高等学校の設置や学則変更の審査について、都道府県の対応に係る学校関係者からの相談に適切に対応する旨、学校関係者に周知する。また、学校関係者からの相談の状況について、都道府県との情報共有を図るとともに、都道府県において適切な対応がとられるよう指導・助言等を行う。

3. 医療・介護・感染症対策

ア プログラム医療機器(S a MD)の開発・市場投入の促進

- 【a：令和4年度検討開始、令和5年度結論、
b：令和4年度検討・結論、
c～e：令和5年春検討開始、令和5年度結論、
f：引き続き検討を進め、令和5年上期結論】

プログラム医療機器(S a MD：Software as a Medical Device。医療機器プログラム(医療機器のうちプログラムであるものをいう。)又はこれを記録した記録媒体たる医療機器をいう。以下同じ。)は、我が国における医療水準の上げや医師の働き方改革を推進し、地方の高齢者などを含め、全国どこに住んでいても高度な医療を受けることを可能とするなどの観点から、また、我が国経済の成長戦略の観点から、その社会実装は極めて重要な課題である。

会議では令和元年度から本件の議論を行っており、今後、数年間のうちに、S a MDの上市及び上市後の機能向上が欧米諸国と同程度以上に円滑に進められるよう、その開発・市場投入の促進を進めるため、以下の措置を講ずる。

- a S a MDはソフトウェアであり、その物理的性質上、人体に対する侵襲性が低いことが一般的である一方で、早期の臨床投入により性能の向上が加速する可能性があること、ライフサイクルが他の医療機器よりも相当程度短期的であるといった特性を有するため、S a MDの臨床現場における使用を早期に可能とする必要があることを踏まえ、S a MDに関する二段階承認制度を導入する方向(S a MD版リバランス通知を新たに発出することにより対応する場合を含む。)で検討する。その検討に当たっては、第一段階の承認については、非臨床試験で評価できる場合や探索的臨床試験が必要である場合の整理、標榜可能な臨床的意義の範囲など、プログラム医療機器の使用目的や機能等の違いに応じた検討を行う。なお、第二段階の承認に当たっては、治験による場合の他、リアルワールドデータなどを活用して有効性の確認を行うこととする。
- b S a MDの承認後の追加学習を通じた有効性向上のためのアップデートなど一定範囲のアップデートについて、S a MDの上市後の機能向上が欧米諸国と同程度に確保され、臨床現場に恩恵をもたらすことを目指し、令和4年3月31日には人工知能関連技術を活用した医療機器の変更計画の確認申請(I D A T E N)に関する質疑応答集を発出し、令和4年4月以降も実際に人工知能関連技術を活用した医療機器でI D A T E Nが適用された実績が出ている。引き続き、アップデート後の有効性の状況を独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)があらかじめ開発事業者を確認できることなど一定の条件の下で、PMDAによる審査省略を含め審査の簡略化を検討する。
- c S a MDのライフサイクルの短期性を踏まえ、事業者が迅速に保険償還を受けられることで、革新的なS a MDの開発を可能とする観点から、S a MDに

については次の内容を骨格とする新たな保険償還の仕組みを設ける方向で、保険適用の在り方を検討する。

- ・第一段階の承認後、その有効性、安全性を踏まえ、既存の保険適用されている類似機能を有する製品と比較して相当程度低い価格か、又は類似機能で新たに分類区分を作成し、その区分に応じた一律の価格を設定する。
- ・上記の価格設定は、事業者において第一段階の承認を受けた後、医療機器に係る標準的な審査期間より相当程度早期に行う。

※注 医療機器の審査に係る標準的な事務処理期決定は区分 C1（新機能）であれば 120 日、区分 C2（新機能・新技術）であれば 150 日以内とされている。

- ・臨床現場での一定期間の使用実績を踏まえて償還価格の柔軟な見直しを行う。
- d 上市後の使用実績に応じて性能が継続的に向上していく可能性があるという S a MD の特性を踏まえ、保険点数を決定した後であっても、事業者の任意の時点における申込みに基づき、一定期間内の申請により当該保険点数の再評価を複数回実施することを可能とする方向で、現行のチャレンジ申請制度に関する特例の創設等を含め、検討する。なお、申請に対する厚生労働省の審査は、事業者のアップデートの実態に即した頻度で開催可能とする方向で、厚生労働省における所要の体制整備を含め、検討する。
- e S a MD の保険対象期間が経過した後も継続的に患者が当該製品を利用する場合や希少疾患を対象とする製品で製造販売の承認を少数の症例で取得している製品を利用する場合など、保険外併用療養費制度を活用して、患者が当該製品を利用するニーズがある。このため、S a MD を使用する患者が可能な限りその希望する医療機関において保険外併用療養費制度等を円滑に利用できる環境を整備するため、現行制度について、具体的な事例も踏まえつつ、望ましい在り方を検討する。その際、事業者が将来的に保険収載を目指す場合であっても利用可能な制度の在り方を検討するとともに、事業者のニーズに応じた迅速な対象追加が可能となる観点で検討を行う。また、可能な限り、患者が受診する医療機関で制度利用が可能となるよう、開発事業者と医療機関が円滑に連携できる仕組みとすることに留意する。
- f S a MD のうち医家向け医療機器に該当するものについては、医療関係者以外の一般人を対象とする広告を制限する広告規制（行政指導）が課せられる一方で、医療機器に該当しない機器については当該規制は課せられず、「悪貨が良貨を駆逐」する状態にあるとの指摘がある。これを踏まえ、良質な S a MD への国民のアクセスを円滑化する観点から、一般人が利用することが想定される S a MD について、単なる性能等の情報提供にとどまらない、適正・安全に使用するための注意事項等も含めた、一般人が機器の選択を行うために必要な情報提供の在り方やそれを踏まえた広告規制の要否について、検討を行う。

イ 新型コロナウイルス及び季節性インフルエンザを同時に検査可能な抗原定性検査キットの利用環境の整備

【a：令和4年措置、b：措置済み】

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）と季節性インフルエンザ（以下「インフルエンザ」という。）の同時流行が懸念される中で、自宅でも、新型コロナに加えインフルエンザも同時に検査可能な抗原定性検査キット（以下「コンボキット」という。）の利用環境を整備することにより、通常風邪とインフルエンザを患者において区別することで、発熱外来への来訪者を真に必要な方に限定することを通じ、必要な患者に対する適時適切な受診を確保することが期待できると考えられるため、以下の措置を講ずる。

- a 厚生労働省は、高齢者は一般的に重症化リスクが高いと考えられることを踏まえ、地域の発熱患者が急増し医療提供体制がひっ迫するおそれがある場合に備えて、特別養護老人ホーム等の高齢者施設において、入居者が自ら、若しくは、施設等の看護職員が鼻腔検体を採取・検査して、新型コロナに加えインフルエンザも同時に検査可能なコンボキットを円滑に利用できるための措置を直ちに講ずる。
- b 厚生労働省は、年末年始、年明けの厳寒期などに発熱外来の負担増大が予測されることを踏まえ、コンボキットのO T C化について早急に検討を行う。

4. 地域産業活性化

ア 畜舎に関する規制の見直し

【a：令和4年度措置、b：令和4年度検討・結論、可及的速やかに措置、
c：令和5年度措置、それ以降継続的に措置】

- a 農林水産省は、国土交通省と連携し、畜産業の国際競争力強化に向けた更なるコスト削減のため、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号。以下「畜舎特例法」という。）の考え方を踏まえ、畜舎特例法に基づく新制度（以下「新制度」という。）における「畜舎等」の対象に、畜産業の用に供する倉庫、車庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽等（以下「畜産業用倉庫等」という。）を追加し、あわせて、防火に係る技術基準を利用実態に即して建築基準法（昭和25年法律第201号）の基準より緩和することについて、事業者の意見を聴取した上で検討し、速やかに結論を得るとともに、新制度の見直しに向けて必要な措置を講ずる。
- b 総務省は、新制度の見直しの検討の結論を踏まえ、畜産業用倉庫等の利用実態に即した消防用設備等の特例基準について、事業者の意見を聴取した上で検討し、速やかに結論を得るとともに、検討の結果、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく規制を見直す場合には、事業者に混乱が生じないように、新制度の見直しと可能な限り同時期に当該見直しを行うため、必要な措置を講ずる。
- c 農林水産省は、畜産業の用に供する施設であって畜舎特例法の対象に追加すべき施設を網羅的に把握するため、事業者を対象とした意見交換会やアンケート調査等を行う。その上で、農林水産省は、国土交通省と連携し、畜舎特例法の考え方及び今後の畜産業の大規模化等も踏まえ、畜舎特例法の対象施設を見直すための検討及び必要な措置を不断に講ずる。更に総務省は、上記の検討の結論を踏まえて、必要に応じて消防法に基づく規制の見直しについて検討し、必要な措置を講ずる。

イ 卸売市場の活性化に向けた取組

【a：遅くとも令和5年度中に措置、
b：卸売市場の開設者等への通知については令和4年度中、
実態調査を踏まえた措置については遅くとも令和5年度中に措置、
c：令和5年度中に措置、d：令和4年度中に措置】

- a 農林水産省は、気候変動による漁獲魚種の変化、事業承継の問題、DXを始めとしたデジタル化への対応など、産地市場・消費地市場それぞれの卸売市場が抱える課題に対応するため、多様な能力を持つ市場参加者が活躍できる環境作りなど目指すべき姿の実現に向けた取組を検討し、必要な措置を講ずる。
- b 農林水産省は、新規参入時に、既存事業者の推薦や同意を求めることが、合理的な理由なく、新規参入を阻止することとなる場合は、取引拒絶等として不公正な取引方法に該当し独占禁止法上問題となるおそれがあることについて、卸売市場の開設者や市場参加者に通知するとともに、公正取引委員会の協力を

得て、新規参入者の承認ルールも含めた卸売市場の運営に係る実務的なルールの実態調査を行い、開設者からの報告内容(卸売市場の実務的なルールを含む)を農林水産省ホームページにおいて公表を行う。また、当該実態調査の結果を踏まえて、開設者に対し、新規参入の促進や既存事業者の負担軽減のために、実務的なルールや商慣行等の見直しに向けた検討や取組を促すなど、必要な措置を講ずる。

- c 農林水産省は、公正取引委員会の協力を得て、食品等の取引の適正化を図る観点から、卸売市場における市場関係者の取引に関する実態調査を行い、当該調査の結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。
- d 農林水産省は、産地卸売市場の統廃合等の取組を支援するに当たって、独占禁止法上問題となるおそれがないなど適法な買参人等の新規参入のルールとなっていることを要件に盛り込むとともに、当該ルールについて公表を促進する措置を講ずる。

5. 共通課題対策

ア 保育所入所時の就労証明書作成等手続の負担軽減

【a：(前段) 令和6年度保育所入所申請に間に合うように措置、
(後段) 継続的に措置、
b：速やかに措置、
c：令和6年度保育所入所申請に間に合うように措置、
d, e：速やかに措置】

- a 内閣府は、就労証明書の様式が全ての地方公共団体において統一されていない、いわゆる「ローカルルール」の存在が、就労証明書を作成する雇用主にとっての大きな負担となっていることを踏まえ、国が定める標準的な様式を全ての地方公共団体において原則使用とするべく、法令上の措置を講ずる。

本取組を行うに当たっては、雇用主の人事・労務管理システムから就労証明書の出力を可能とする民間システムの開発を推進する観点から、様式を統一し、要件を確定することが重要であることに十分留意すること。また、標準的な様式の普及が実質的に進むよう、継続的な調査及び地方公共団体との意見交換を実施すること。

- b 内閣府は、就労証明書に係る押印の取扱いについて、令和2年7月の規制改革実施計画に基づいた対応が行われているか、地方公共団体に対して実態調査を行う。当該調査を踏まえ、押印を継続して求めている地方公共団体に対しては、後記cの対応を行う方針も示しつつ、速やかな押印廃止の徹底を引き続き求めることとする。

- c 内閣府及びデジタル庁は、子どものための教育・保育給付認定を申請する保護者（以下「申請者」という。）及び雇用主の利便性を向上させるため、雇用主が就労証明書を地方公共団体にオンラインで提出することも選択できることが可能となるようシステムを構築する。その際は、申請者が提出する申請書と、雇用主が提出する就労証明書の対応関係を地方公共団体において判別できるよう、判別を支援するプログラムを地方公共団体に配布するなど、保育事務を担う地方公共団体にも受け入れられるよう、業務フローに十分留意して進める。

雇用主の事務負担軽減のためには、上記によるデジタル完結がいずれの地方公共団体でも実施されていることが必要となるため、全ての地方公共団体における原則オンライン化の実現に向け、法令上の措置を講ずる。

- d 内閣府及びデジタル庁は、更なる事務処理上の利便性向上のため、雇用主が、就労証明書を雇用主側のシステムから政府・地方公共団体側のシステムに直接提出できるよう、API等によるデータ連携を可能とする環境整備を行うこと、及び地方公共団体に提出する就労証明書を「様式」ではなく「データ項目」として定めることを検討し、所要の措置を講ずる。

- e デジタル庁は、就労証明書の提出に限らず、入所から卒園までに保護者が対応する必要のある各手続について、関係府省庁と連携して、デジタル化の検討を進める。

イ 建設分野における監理技術者等の活躍に向けた制度運用の柔軟化

【令和5年度措置を目指す】

国土交通省は、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが求められている監理技術者及び主任技術者について、特例として親会社及びその連結子会社の間の在籍出向者を当該出向先の会社との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱うことが認められているところ、この特例を親会社及びその持分法適用会社の間の在籍出向者、同一持株会社の連結会社間の在籍出向者についても拡充可能かどうか、該当する事例に関する実態の調査、他法令における規制の態様を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行う。

ウ 地方公共団体への税・公金納付のデジタル化

【a：令和4年度末までに結論を得る、

結論を得た論点は可能なものから順次措置、

b：措置済み、c：可能なものから速やかに措置】

- a デジタル庁及び総務省は、各種公金に係る法令を所管する関係府省庁との連絡会議を令和4年中に立ち上げ、公金収納に係る「地方公共団体共通の仕組みの構築」として、eL T A Xの活用を含めた検討を行い、必要な立法措置及びその施行に係るスケジュールも含めた方針を令和4年度末までに決定する。当該決定した方針に基づき、各関係府省庁とも連携し、必要な法令改正等の所要の措置を講ずる。なお、検討に際しては、利用者の手続負担が極力軽減されるよう配慮するとともに、地方公共団体の業務フローの効率化が図られるよう、B P Rの観点も考慮する。また、納付手続の効率化や利便性向上の観点から、公金の性質上、全国的に共通の取扱いとする必要があるものについては、公金納付者がいずれの地方公共団体に対しても「地方公共団体共通の仕組み」によりオンラインで納付することができるよう、地方公共団体における当該仕組みの活用を促すことについて関係府省庁と協力して検討し、結論を得る。
- b 総務省は、令和4年8月に策定した税務システム標準仕様書【第2.0版】公表後に、地方公共団体に対し、同標準仕様に基づくシステムにおいては、【第1.0版】と同様に、納税者が必要とする課税明細書等の情報が容易に機械判読可能なデータ出力可能とされていることを周知する。
- c 総務省は、令和4年3月に立ち上げた「地方税における電子化の推進に関する検討会実務者ワーキング・グループ」及びその本会において、地方税の処分通知等（課税明細書等の添付書類を含む）のデジタル化について得た結論を踏まえ、可能なものから速やかに必要な措置を講ずる。

エ 道路占用に係る手続のワンストップ化

【a：(前段) 令和5年度に試行的に複数の地方公共団体に対して措置、令和6年度以降順次措置、(中段) 令和5年度措置、(後段) 継続的に措置、

b：(前段) 令和6年度以降措置、(後段) 令和5年度措置、

c, e：令和5年度措置、

d：令和5年度措置、警察庁は措置済、

f, g：国土交通省と連携して順次措置】

- a 国土交通省は、地方公共団体が管理する都道府県道、市区町村道に係る道路占用許可申請手続において、デジタル庁が環境整備等を実施するe-Govを利用したオンライン申請が可能となるように必要な措置を講ずる。なお、当該オンライン化に際し、道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)第4条の3により道路法施行規則様式第5の申請項目をもって申請が可能となるように措置する。また、e-Gov上で申請先の地方公共団体を問わず道路占用許可申請手続が完結できるよう法令上の措置の必要性も含めて継続的に普及促進の検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- b 国土交通省は、地方公共団体が管理する都道府県道、市区町村道に係る道路占用許可申請手続のe-Govを利用したオンライン化に際し、国道の道路占用システムとe-Govを連携し、国土交通省が管理する国道に係る道路占用許可申請手続についても、ワンストップ等により、円滑に行える方策を検討し、必要な措置を講ずる。また、地方公共団体が管理する都道府県道、市区町村道に係る道路占用許可申請手続のe-Govを利用したオンライン化に際し、国土交通省は、デジタル庁及び警察庁と連携して道路使用許可との一括での申請が可能となるように必要な措置を講ずる。
- c 国土交通省は、歩行者利便増進道路制度に基づき、道路を占用して路上に飲食施設等を設置しようとする際、国土交通省が管理する国道では、オンライン上で公開された道路占用許可基準の確認事項を満たす場合、申請者は道路管理者へ事前相談を行うことなく、道路占用許可をオンライン等で申請することができることを鑑み、都道府県道、市区町村道においても歩行者利便増進道路制度に基づき、道路を占用して飲食施設等を設置しようとするときにおける確認事項の公開による占用許可の円滑化が進むよう検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- d 国土交通省及び警察庁は、道路占用許可及び道路使用許可申請手続の際に行われることがある事前相談が法令上の義務ではないことに鑑み、地方公共団体のホームページ及び公表資料での事前相談に係る記載方法について地方公共団体に周知等必要な措置を講ずる。
- e 警察庁は、国土交通省が実施するe-Govによる都道府県道、市区町村道に係る道路占用許可申請手続のオンライン化において、道路使用許可との一括での申請が可能となるように必要な措置を講ずる。

- f デジタル庁は、国土交通省が実施する e-Gov を利用した都道府県道、市区町村道に係る道路占用許可申請手続のオンライン化において、申請を可能とし、更に審査機能を含めた e-Gov の環境整備等必要な措置を講ずる。なお、当該オンライン化に際し、国土交通省は、道路法施行規則第 4 条の 3 により道路法施行規則様式第 5 の申請項目をもって申請が可能となるように措置することを検討しているところ、国土交通省と連携し、実現方法について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、e-Gov を利用した道路占用許可に係る地方公共団体手続のオンライン化の普及促進においても、国土交通省と連携して取り組む。
- g デジタル庁は、国土交通省が実施する e-Gov を利用した都道府県道、市区町村道に係る道路占用許可申請手続のオンライン化において、国道に係る道路占用許可申請とのワンストップ、道路使用許可との一括申請においても、国土交通省と連携し、実現方法について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

オ 失業認定のオンライン化

【a：遅くとも令和 5 年 4 月から取組を開始し、速やかに効果検証を行う、
b：令和 5 年 6 月を目途に結論を得る】

- a 厚生労働省は、雇用保険制度の失業認定について、原則として 4 週間に一度公共職業安定所において対面で実施している現行の制度につき、まずは市町村取次の対象者など、公共職業安定所への出頭が大きな負担となっている者に対して、速やかに負担軽減のためのオンライン化に必要な対応を検討し、遅くとも令和 5 年 4 月からデジタル技術を活用した取組を順次実施し、速やかに効果検証を行う。
- b 厚生労働省は、上記 a に記載の取組や諸外国の実態を踏まえ、デジタル技術を活用した雇用保険制度の失業認定関連手続の在り方について、対応の方向性の検討を行い令和 5 年 6 月を目途に結論を得る。

カ 民事訴訟手続のデジタル化

【a：措置済み、

b：可能なものから速やかに措置、

c：継続的に措置、

d：可能なものから順次措置】

- a 法務省は、民事訴訟手続のデジタル化に向け、令和 4 年通常国会に必要な法案を提出する。その際、デジタルを標準とするため、インターネットを用いてする申立て等の在り方について検討し、少なくとも訴訟代理人があるときはインターネットを用いてする申立て等によらなければならないこととする。また、民事訴訟手続における審理終結までの予測可能性を高めるため、審理期間や口頭弁論の時期等についてあらかじめ定める新たな訴訟手続を導入するとともに

に、当該手続が実際に活用されるよう、利便性が十分に高いものとする。

- b 法務省は、民事訴訟手続のデジタル化について、遅くとも令和7年度に本格的な運用を円滑に開始するため、司法院における自律的判断を尊重しつつ、令和5年度中にウェブ会議を用いた口頭弁論の運用を開始するなど、申立て、書面提出、記録の閲覧、口頭弁論といった個別の手続ごとに区分した上で、国民にとってデジタル化のメリットが大きく、かつ、早期に実現可能なものから試行や先行運用を開始できるように環境整備に取り組む。
- c 法務省は、デジタル化された民事訴訟手続を利用して本人訴訟を行う者に対するサポートを充実させるとともに、デジタル化による事務処理コストの低減を踏まえ、書面による申立て等に比べてインターネットを用いてする申立て等の手数料を引き下げることにより、インターネットを用いてする申立て等が標準となるよう取り組む。
- d 法務省は、民事訴訟手続のデジタル化に当たって、司法院における自律的判断を尊重しつつ、かつ、裁判に関係する者のプライバシーにも十分配慮しながら、デジタル庁とも連携の上、最高裁判所が整備するシステムについて、①個別の手続ごとのシステム整備が容易となるようシステム間の疎結合を意識した設計を行うこと、②個別の手続だけでなく一連の手続を通してデジタル化されること、③必要な場合に行政との情報連携が可能なものとなること、④外部ベンダーと連携することができるようAPIを開放すること、⑤リスクベースアプローチに基づき、クラウドサービス特有の問題点やアクシデント発生時の対応も念頭に置いた適切なセキュリティを確保すること、⑥利用状況を把握するための客観的指標を設け、PDCAサイクルを回しながら、国民目線で利用しやすいものとする、⑦国民目線で利用しやすいシステムを構築するという観点からは、例えば、アカウント取得についてオンラインのみで完結する仕組みや、また、インターネットを用いた申立てに関し、フォーマット入力方式を導入することについて積極的な検討を行うことについての環境整備に取り組む。

キ 家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化

【a：令和4年度結論、

- b：令和5年の通常国会に法案提出、試行や先行運用については令和5年度以降可能なものから速やかに措置、本格的な運用については令和7年度以降速やかに措置、

c：継続して措置、

d：可能なものから順次措置】

- a 法務省は、倒産手続における債権届出や債権管理等、デジタル化の効果が大きいと考えられる手続について、民事訴訟手続のデジタル化に関する規律にかかわらず、①情報を電子データとして処理することが可能となるようにすること、②倒産手続における破産管財人等が行う裁判所に対する申立てを原則としてインターネットを用いて行うことを義務とすること及び③全ての事件につ

いて電子記録のルールを適用することなど、手続の特性に応じた更なるデジタル化を検討する。

- b 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に向け、令和5年の通常国会に必要な法案を提出した上で、司法院における自律的判断を尊重しつつ、申立て、書面提出、記録の閲覧、期日といった個別の手続ごとに区分した上で、国民にとってデジタル化のメリットが大きく、かつ、早期に実現可能なものから試行や先行運用を開始するスケジュールを検討し、民事訴訟手続のデジタル化の運用が開始する令和7年度以降速やかに本格的な運用を開始できるように環境整備に取り組む。
- c 法務省は、民事執行手続における預金債権の差押えについて、第三債務者となる金融機関に対してシステム送達が実施される場合は、一般的な債権譲渡等に係る対抗要件制度も考慮し、システム送達の内容、効力を安定して生じさせるよう、法令の定め及び運用を明確化しつつ、金融機関に過度な負担が掛かることのない適切なものとなるよう、金融機関側と協議を継続する。
- d 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に当たって、司法院における自律的判断を尊重しつつ、かつ、裁判に関係する者のプライバシーにも、適切なセキュリティを構築することで、十分配慮しながら、デジタル庁とも連携の上、最高裁判所が整備するシステムについて、①個別の手続ごとのシステム整備が容易となるようシステム間の疎結合を意識した設計を行うこと、②個別の手続だけでなく一連の手続を通してデジタル化されること、③必要な場合に行政との情報連携が可能なものとなることや、民事訴訟手続と相互に関連する手続については、システム上も連携して手続を進行できるようにすること、④外部ベンダーと連携することができるようAPIを開放すること、⑤リスクベースアプローチに基づき、クラウドサービス特有の問題点やインシデント発生時の対応も念頭に置いた適切なセキュリティを確保すること、⑥利用状況を把握するための客観的指標を設け、PDCAサイクルを回しながら、国民目線で利用しやすいものとする、⑦倒産手続における債権届出については、システム上のフォーマット入力方式を導入し、その後の債権管理と連動する一貫通貫したシステムを検討すること、⑧民事執行手続のデジタル化後においても、不動産競売物件情報サイトとの連携を視野に入れて、検討を進めることについての環境整備に取り組む。

(参考) 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォースにおける当面の規制改革の実施事項

ア EV用充電器の整備に係るロードマップの策定

【令和4年度中を目途に措置】

カーボンニュートラルに向けて、走行時に二酸化炭素を排出しないEVの普及が重要であるが、その前提として、EV用充電器の整備を進める必要がある。この点、EV用充電器については、経路充電、基礎充電、目的地充電に係る充電器がバランスよく設置され、適切な場所に適切な数、充電出力等の性能が十分確保された充電器を設置することが重要である。これらの点を踏まえ、経済産業省は、必要に応じ国土交通省の協力の下、EV用充電器の整備に係るロードマップを策定する。

イ 高速道路近傍のEV充電器利用のための高速道路からの一時退出について

【令和4年度中を目途に検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

国土交通省は、高速道路の一部のSA・PAにおけるEVの充電渋滞の解消に向けて、高速道路を一時退出した上で、高速道路近傍のEV用充電器を利用できるようにするため、高速道路からの一時退出による充電器利用でも一時退出しない場合と同じ料金を適用できるよう経済産業省やEV用充電器の設置主体となる事業者とも連携しつつ、検討を行い、結論を得て、結論を得次第速やかに措置する。

ウ 高電圧のEV用充電器の保安を担当する主任技術者に関する制度の合理化

【令和4年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

今後、主任技術者の高齢化によりEV用充電器の保安の担い手が不足する一方で、EV利用者の利便性の観点からは、高出力・高電圧の充電器の設置が求められる。このような中で、より多くのEV用充電器の保安を主任技術者が担当できるよう、経済産業省において、外部委託承認制度における点検頻度の在り方・換算値等の見直しについて検討を行い、結論を得て、結論を得次第速やかに措置する。

第二部：来夏の答申に向けた今後の方向性

I 基本的な考え方

会議では、経済成長のために必要な規制の在り方に関し、現時点における課題や対応策について前述のとおり中間的に取りまとめた。

第一部で記載したとおり、主な成果として、①年間 20%以上拡大するプログラム医療機器市場を成長の原動力とするため、プログラム医療機器の開発・市場投入の促進、②今冬の新型コロナ・インフルエンザの同時流行への備えとして、コンボキットのO T C化、③子育て関連手続の保護者・雇用主の負担軽減のために、保育所入所時の就労証明書作成手続の軽減、④外国人留学生などによる地方での起業を活性化するため、海外起業人材の活躍に資する制度見直しなどを実現した。

会議は引き続き、規制改革に関する検討・具体化を加速するため、規制所管省庁と議論を行い、来夏を目途に答申を取りまとめる。

政府は、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトにした新しい資本主義の実現に向けたビジョンを示し、その具体化を進めるための検討を行っている。経済は我々が将来世代に残せる資産であり、未来に向けて日本経済を持続可能で一段高い成長経路に乗せていく必要がある。これを実現し、成長と分配の好循環の起爆剤とする上では、「社会課題の解決」がそのためのフロンティアとなりうる。

こうした中で、会議の役割は、国民の声や産業界から具体的に要望のある個別課題にスピーディかつきめ細かく対応し、個別具体的な規制・制度を見直していくことで、成長と分配の好循環の起爆剤となる成長を実現していくことである。

II 重点分野

成長が好循環の起爆剤となるためには生産性向上が不可欠である。生産性向上の制約要因となる規制・制度について、イノベーションの進展も含めて、その時々の経済状況に応じて不断の見直しを行うことにより、今後より一層の取組を進めていくことが必要である。以上の考え方の下、「社会課題の解決」をフロンティアとして経済成長を実現すべく、会議として来夏の答申の取りまとめに向けては、(1) デジタル時代の規制改革、(2) G X推進のための規制改革、(3) 人口減少等に対応した規制改革、(4) 地方の活性化を図る規制改革の4つの分野において重点的に取り組み、これを突破口として規制改革の展開を図る。

第一に、A I やソフトウェア等の新技術を活用した新しいビジネスモデルやサービスの展開を、デジタル時代にそぐわない規制・制度が阻害することはあってはならず、目下のイノベーションに対応した規制・制度体系への移行が求められる。また、企業活動の広域化に伴って、行政手続の属地主義や地域ごとのばらつきが、ビジネスやサービスの展開を阻害したり、国民や事業者の負担になったりしている問題が指摘されている。こうした時代の変化に伴う要請に応じ、規制・制度が本来目指していた目的とビジネス機会の両立を図りながら、デジタル時代の技術革新に迅速、適切、柔軟に対応できる規制・制度改革や国と地方の新たな役割分担を踏まえた規制・制度改革を

進めていくことが、雇用の創出、生産性向上及び我が国経済の持続的成長にとって極めて重要である。例えば、企業のリーガルリスクが複雑化・多様化し企業法務機能強化の必要性とリソース確保の課題が指摘されている中で、現状特に多くの時間が割かれている契約書審査業務やナレッジマネジメントにおいて、リソース確保のためのAIの有用性に鑑み、契約書の自動レビューサービスの利活用に向けた環境整備を行う。こうした考えの下、以下の事項を突破口にデジタル時代の規制改革を進める。

- ・ 契約書の自動レビューサービスの利活用に向けた環境整備
- ・ 医療データの利活用促進
- ・ デジタル時代における放送制度改革
- ・ 地方公共団体・地方支分部局宛て行政手続の一括申請化（36協定届等）
- ・ ローカルルールの見直し（放送受信料の障害者免除手続）

第二に、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた環境整備を行う。カーボンニュートラル実現のためには、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すことや、走行時にCO₂を排出しないEVの普及が重要である。そのため、再生可能エネルギーやEVに関連する規制・制度見直しが必要不可欠であり、特に現在においては、EVの普及を見据えた取組が急務である。EVの普及のためには充電器の整備等が前提となるため、これに向けたロードマップの策定、保安担当者に関する制度の合理化を始めとして、EV普及に向けた環境整備を進めることなどにより、GX推進のための規制改革を進める。

- ・ EV用充電器の整備に係るロードマップの策定
- ・ 保安担当者不足への対応（主任技術者に関する制度の合理化）

第三に、社会の人への投資を促進し、経済成長を支えるために、人口減少等に対応した規制改革を行い、人口減少という供給制約の打破を目指す。労働力人口の減少に直面する我が国において成長力を引き上げるためには、供給面において労働という要素に働きかける措置は必須であり、そのために内側（教育制度）と外側（外国人材）の両面から取り組む。「内」においては、「人」が生み出す付加価値向上のため、人材育成に資する教育イノベーション促進のための「事後型の規制・制度」に向けた見直しが求められる。また、併せて「人」が活躍する機会の増大のため、専門人材の活躍を促進する制度見直しを行う。「外」においては、外国人材の受け入れや活躍に資する環境整備・制度見直しを進める。具体的には、内側では大学間の競争促進（連携・統合及び縮小・撤退に向けた制度の見直し）を始めとして、外側では高度な専門性を持った外国人材の積極的な受入れに向けた環境整備を始めとして、以下の事項を突破口にそれぞれ両面から取り組むことなどにより、人口減少等に対応した規制改革を進める。

- ・ 大学間の競争促進（連携・統合及び縮小・撤退に向けた制度の見直し）
- ・ 特定技能の対象分野・手続等に関する見直し
- ・ 高度な専門性を持った外国人材の積極的な受入れに向けた環境整備

- ・ 有資格者の活躍促進（建設分野における監理技術者の制度の柔軟化等）
- ・ 医療関係職間のタスクシェア/タスクシフトの推進
- ・ 薬剤師の対物業務から対人業務へのシフト（調剤業務の一部外部委託）

第四に、地方での社会課題解決を通じて地方の活性化を図る。地方は都市部に比べて社会課題が早期に顕在化する事例も多く、その課題解決を先進事例と捉え、地方を起点として、規制改革を推進し全国へ展開することが可能となる。また日本経済全体の成長のためには地域経済を活性化させる観点も重要であり、新規事業創出や新規参入の促進により地域経済の活性化に資する規制・制度見直しに取り組む。本中間答申では、「新たな空のモビリティ推進に向けた無操縦者航空機に係る制度整備」として、離島・山間部での物流改善に資する空のモビリティの推進について記載した。これは物流サービスの維持という社会課題が、離島・山間部という都市部とは異なった地理条件の下で顕在化した一例である。この社会課題、言い換えれば「社会からのニーズ」を空のモビリティ推進等によって解決することができれば、それを離島・山間部以外の地域にも応用することで、更なる付加価値や生産性の向上につなげることが期待できる。このように、地方活性化のための規制改革を進め、地方で顕在化した課題の解決を先進事例・起点として全国への展開を図り、ひいては社会課題の解決をフロンティアとして経済成長の実現を目指す。こうした考えの下、以下の事項を突破口として地方の活性化を図る規制改革を進める。

- ・ スタートアップ参入拡大のための政府調達制度の見直し
- ・ 卸売市場の活性化に向けた取組（新規参入の促進等）
- ・ 離島・山間部における新たな空のモビリティ（無操縦者航空機）の推進
- ・ 医療アクセスの確保（タスクシェア/タスクシフトの推進（再掲）、オンライン診療）

今後、政府において本中間答申を踏まえ、直ちに具体化に着手し、改革の更なる加速・拡大を図ることが望まれる。